

災害時における放送等に関する協定

向日市(以下「甲」という。)と、株式会社ジェイコムウエスト(以下「乙」という。)は、災害および防災に関する情報(以下「災害情報」という。)の放送等に関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、向日市の区域内で災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害情報の提供及び要請)

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

(放送要請の通知)

第3条 甲は、前条に基づき災害情報の放送を要請する際は、次の各号に掲げる事項について、災害情報放送要請書(別記様式。以下「要請書」という。)により、乙に要請するものとする。

- (1) 希望する放送の日時
- (2) 依頼する放送の内容
- (3) 放送要請の理由
- (4) その他必要な事項

2 前項の要請は、メール及びファックスを用いて行う。ただし、これにより難しい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(災害情報の放送)

第4条 乙は、第2条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

(情報の活用)

第5条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報(コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等)及び第2条で乙に要請した情報について、緊急性の如何にかかわらず、乙は、自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

(協力体制の整備)

第6条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において必要に応じて情報の交換を行う。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

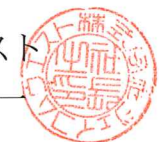
本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年8月25日

甲 向日市寺戸町中野20番地
向日市長 安田 守



乙 大阪府中央区谷町2丁目3番12号
マルイト谷町ビル
株式会社ジェイコムウエスト
代表取締役社長 櫻井 俊



(別紙)

■放送拠点

<名称> J:COM 株式会社 J:COM プロダクション本部 KDDI 大阪第 2 ビル

■放送要請の連絡先 (24 時間 365 日受付)

連絡手段は、いずれの方法でも受付いたしますが、緊急時の対応はメールを優先してご利用頂きますようお願いいたします。

○防災連絡専用

① メールアドレス(緊急時専用)

ml_ksmc_bousai_muko@jupiter.jcom.co.jp

② ファックス番号 (原則 24 時間 365 日)

06-7176-3759

◆受付窓口担当者 (原則 24 時間 365 日)

(株)レスキューナウ危機管理情報センター【東京都品川区西五反田 5-6-3】

電話番号 050-3196-3370

※ IP 電話サービス障害時などの場合は、**03-5759-6745** にお電話ください。

◆連絡責任者 (平日 9:30-17:45、年末年始除く)

<名称> J:COM 株式会社 J:COM プロダクション本部

映像制作第一部 関西制作グループ高槻チーム

<住所> 〒569-0077 高槻市野見町 4-48

<電話番号> TEL072-672-7356

災害時における放送等に関する協定

向 日 市
株式会社ジェイコムウエスト

【令和 4 年 8 月 1 日現在】